

日本海洋学会海洋生物学研究会会則

2016年9月12日制定
2022年6月1日一部改正

第1章 総則

第1条 本研究会は日本海洋学会海洋生物学研究会と称する。

第2条 本研究会は海洋生物学に関する諸問題の研究、調査を行い、海洋生物学および海洋学の進歩、普及をはかることを目的とする。

第3条 本研究会はその目的を達成するために、日本海洋学会の研究会として、海洋生物学に関する次の事業を行う。

1. 海洋生物学シンポジウムの開催
2. 講演会、講習会等の開催
3. 国内外の学・協会との連携
4. その他、本研究会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第4条 本研究会の会員は、日本海洋学会員で、海洋生物学および海洋生態系における諸過程に関心をもち、本研究会の主旨に賛同するものとし、本研究会の会長の承認を得たものとする。

第5条 入・退会を希望する個人または団体機関は、所定の入会申込書・退会届を本研究会会長あてに差出し、会長がこれを承認する。

第6条 会員は、所属、連絡先の変更があった場合は、すみやかに所定の変更届を本研究会会長あてに差し出さなければならない。

第7条 会員は次の理由によって資格を喪失する。

1. 退会（日本海洋学会の退会を含む）
2. 死亡
3. 除名

第8条 本研究会または日本海洋学会の名誉を棄損した会員は、第11条に定める運営委員会の議決を経て除名される。また、正当な理由がなく第6条の務を果たさない場合には、運営委員会の議決を経て退会処分を受ける。

第3章 役員、運営委員会および事務局

第9条 本研究会には会長をおく（以下会長という）。会長は日本海洋学会評議員会において海洋生物学研究会員中より推薦され、日本海洋学会会長がこれを委嘱する。

第10条 会長は海洋生物学研究会を代表する。

第11条 本研究会の議決機関として海洋生物学研究会運営委員会（以下運営委員会という）をおき、会長が議長を務める。

第12条 運営委員会を構成する委員は、専門分野、地域の代表性を考慮し、会長が会員中より委嘱する。

第13条 会長は、運営委員中より副会長を委嘱することができる。副会長は会長がやむを得ず運営委員会に出席できず、または会長の務を果たせない場合、その任にあたる。

第14条 運営委員会は、委員総数の過半数の出席（委任伏による参加を含む）をもって成立する。

第15条 運営委員会の議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。

第16条 運営委員会の議事は、日本海洋学会評議員会を経て、日本海洋学会総会で報告される。

第17条 運営委員会は、年1回以上、会長が招集する。

第18条 会長、副会長の任期は2年とする。ただし、一度に限り再任を妨げない。

第19条 運営委員会委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第20条 運営委員会は、原則として年1回のシンポジウムを企画し、また運営委員会の議決にもとづく事業を実施する。

第21条 本研究会は、会長を補佐して事業を行い会の運営を行う事務局をおく。

第4章 解散

第22条 本研究会は、運営委員会の3分の2以上の賛成による発議に基づき、日本海洋学会評議員会の承認を得て解散することができる。

第5章 会則の変更

第23条 本会則の変更は、運営委員会委員の3分の2以上の賛成による発議に基づき、日本海洋学会評議員会の承認を必要とする。

第24条 本会則は2016年9月12日より発効する。

附則：

1. 第7条第1項については一部を加筆の上2022年6月1日から適用する。